

⇒ 研究ノート ⇐

文化遺産に関する経済理論の系譜

澤 村 明

Abstract

This paper is the introduction of economical thesis on cultural heritage. There were several thesis according to the conservation of historical buildings in late 1970s, and were followed by the positive papers in the area of urban economics. This school were not followed, but some papers have argued about the public goods, merit goods and optimal usage of cultural heritage from 1990s.

Keyword

Cultural Heritage, Theoretical Economics, Public Goods, Merit Goods, Capture Theory

キーワード

文化遺産, 経済理論, 公共財, 価値財, キャプチャー理論

1. はじめに

文化経済学の中で文化的財 (Cultural Goods) の特殊性などを論じた経済理論は多いが、それらの中で文化遺産 (Cultural Heritage) について論じたものは少ない。「文化遺産の経済学は文化経済学の分野でも特別な地位にある。他の文化的な財に較べても、単一性や価値財という認識は共通するが、耐久性と不可逆性とは異なっている」とは Benhamou [2003] の表現であるが、少なくとも日本においては1992年のユネスコ世界遺産条約批准を機にした世界遺産ブームの中で、文化遺産について経済学的に考慮することは、その保全と持続可能な利用を考える上で有益である。

本稿では、これまで理論経済学の分野で文化遺産がどのように論じられてきたのかを紹介する。財としての特殊性を巡る議論や最適利用の検討などの先行研究を紹介することで、文化遺産を中心に世界遺産、あるいは文化財についての経済学的議論に資することが目的である。本稿で取り上げる諸論文については、ユネスコの定義する文化遺産についての論考を中心としている¹⁾。文化遺産についての経済学的実証の研究も少なからず存在するが、紙幅の制約もあり、本稿では理論的研究に焦点を当て、実証的研究については別に譲りたい²⁾。本来は、いわゆる

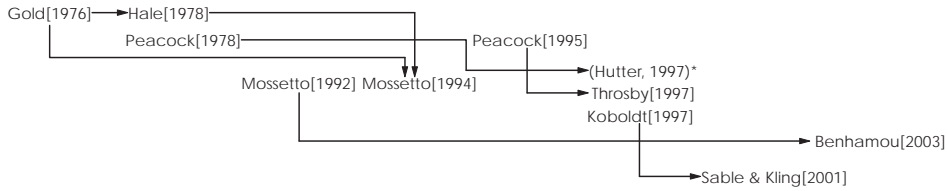


図1 本論で取り上げた論文の参照関係（筆者作成。なおHutter [1997] は本論の検討対象でないが、Throsby [1997] Koboldt [1997] の序文であるので図に加えた）

サーベイ論文が望ましいのであるが、本稿の分野では取り上げるべき論証も多くなく、また以下で紹介するように研究対象にもブレがあるため、概要の紹介とコメントにとどめたい。

本稿で取り上げる諸研究の全体的な流れとしては、まず1970年代後半にアメリカでの歴史的建造物保存運動の高まりに伴う一連の論考があり、主として都市経済学分野での実証研究に引き継がれる³⁾。それらとはあまり継続性がなく1990年代からの文化経済学からのアプローチが登場し、公共財・価値財といった位置づけのほか、最適利用のありかなどが論じられている。本稿の対象とした諸論文の参照関係を図示したのが図1である。

2. 1970年代の研究

2-1. 歴史的建造物の保存を巡る経済学的議論の始まり

2-1-1. 時代背景

アメリカでは、1950年代半ばから60年代にかけ、歴史的町並みを保存する協会や、その目的の基金などが誕生するようになったといわれている。そうした運動の高まりから、70年代に入って歴史的建造物を修復するなどの投資に対して経済的インセンティブを与える動きが生じた。税制面での措置として、歴史的建造物の修復投資に対して加速原価償却を認める「1976年改定税法」が定められる。費用として認められる減価償却額が大きくなることで所得額が小さくなり、それだけ減税となる仕組みである。これが1978年の修正を経て、1981年には納税予定額からの減額が認められるようになり、歴史的建造物の場合、その修復投資額の25%相当額を税額控除できたという⁴⁾。

こうした動きを受けたと思われる歴史的建造物の保存を巡る論説として発表されたのが、次節以降で紹介するGold [1976] と Hale [1978] であり、同時代にそれらとは無関係に文化経済学の学界内で発表されたのがPeacock [1978] である。

2-1-2. 歴史的建築物保存を巡る論説その1 - Gold [1976]

Gold論文が発表されたConnecticut Law Review Vol. 8は「Perspectives on Historic Preservation」というシンポジウムの記録誌で、九つの論説が納められている。うち経済的考察はGold

の他に税制を論じたものが一つある⁵⁾。前節で紹介したアメリカ社会での動きを受けたものであろう。Gold の議論は以下のようなものである。

切手と歴史的建造物の財としての違いは、動産・不動産の違いもあるが、機会費用の有無が大きい。歴史的な財を保存する行為が「公共財」⁶⁾かという議論に対しては、家屋の外装を美化すれば近隣を通る人全てに享受されるため、その意味では改修は「公共財」といえるとする。

公共財生産の効率性は私的財と異なる。財の価値が追加的一単位の価格で表される私的財と異なり、公共財の価値は集積的であり、自発的支払いでは充足されないので公的領域が関与することになる。

公的関与としてゾーニングがある。これは民間市場に対する警察権に基づく政府関与であり、適切なゾーニングは異用途等の隣接による外部性や「スピルオーバー」を防ぐ。未来の不確実性を減じるのもであり、種々の公的関与の中で、規制コストが低い。中でも歴史地区ゾーニングの場合は、建物の利用用途を規制することは必要ない。外装のみ凍結保存するよう規制し内装は改修可能とするものである。歴史地区ゾーニングの結果、アメリカではジェントリフィケーションが起り、資産価値が7年で200%に増えたケースもあるが、逆もありうると Gold は述べている。

したがって、歴史保存への公的介入の正当性としては、1) 公共財の創出(所有者以外に正の外部性を与える財)、2) 個々人の評価の合計が生産コストを上回ること、が条件となる。

一方ランドマークは⁷⁾、歴史地区と異なり、公共財といえる。ただしランドマークの保存は開発による利潤を逸することになり、空中権移転などが必要であろう(利用と利用権を分けることになる)。ただし開発権移転は保存費用をカバーすることになるが、費用の除去はできない。また三つのコストの漏れ(leak out)がありうる。1) 土地の価値を増進させる再開発利潤はおそらく開発権移転価格を上回るという価値の差、2) 社会的費用が発生しうること、3) ゾーニングの厳しさによっては保存費用が上昇しうる。

Gold の結論は以下の8点である。

- 1) 民間市場は、最適な保存活動ないし破壊活動を調べられる試験装置ではない。
- 2) 公共財としてのランドマークについては伝統的な経済理論で保証されうる。歴史的建造物が歩んできた時間が長くなるほど保存による利益が大きくなる。教育と同じである。ストックの増加よりも破壊の速度が速く、破壊は非可逆的であるから、保存面で特別な措置が必要である。
- 3) 歴史的地区へのゾーニングは通常のゾーニングと同様に正当化が可能である。そのような地区への助成は、居住者が低～中所得層であれば正当であろう。
- 4) 地方政府は部外者に享受される利益を減じようと保存を減らす傾向があり、地方政府と広域政府、中央政府との費用分担がランドマーク保存に望ましい。
- 5) 権利移転は保存費用を広く薄く分担するためのインセンティブとなるが、再分配なしに

は社会的最適へつながるとは限らない。

- 6) 破壊か保存かを定めるような主たる権利を誰が持つべきかは経済理論だけでは決められない。歴史的ランドマークについて効率性を問われる場合、破壊権に対する「執行猶予」といったものは受け入れられやすいと思われる。
- 7) ランドマークを保存するにせよ破壊するにせよ、それぞれのコストを積算することに経済学的な正当性は見いだされない。何らかのコスト共有方法が求められる。権利移転はコスト負担を分散するが、必ずしも正当性とか効率性にはつながらない。著者 (Gold) としては、これまで破壊が過多であったことから、何らかの補償システムが必要だと考える。
- 8) (当時の米連邦の政策が歴史的地区の開発から郊外開発へと向かっていることを踏まえて) 将来的には技術の変化や建設需要の増加によって、今は利益の出る開発の割引現在価値を減ずるかもしれない。ただ、歴史的な価値は増加することはあっても減ることはない。

*

Gold 論文の特徴としては、法学系の論説の中で唯一の経済学的考察であるため、経済学的思考についての解説も含んでおり、やや論点が拡散しているきらいがある。しかしながら、おそらく文化遺産に関して経済学的に論じた最初の論考であり、特に文化遺産とその保存とを公共財であるとして公的関与を検討していることは、その後の研究にも連続している論点である(公共財の定義が今日的でないにせよ)。

2-1-3. 歴史的建築物保存を巡る論説その2 - Hale [1978]

Hale の論文は Journal of Cultural Economics 所載であり、文化経済学会で初めて歴史的建造物保存、すなわち何を残し何は壊すかについての経済分析を行なおうとするものであり、上記 Gold 論文を参照している。Hale の議論は以下である。

まず、不動産市場が完全市場であるなら、保存については簡単な計算が成立する。新規建設の価値よりも取得・撤去のコストが大きければ古建築は残される。ただし新しい用途の市場価値から新規建設のコストを差し引いた額が、現在市場価値と除却コストの合計より大きければ、その敷地は再開発されるとして、Heilbrun [1974] に依拠して下記の数式を挙げる⁸⁾。

$$V_n - C_n \geq V_o + D_o \quad (1)$$

ただし：

V_o = 現用途の市場価値

V_n = 新しい用途の市場価値

V_o = 古い建物の除却コスト

C_n = 新しい建物の建設費用

次に、コースの定理が働いているなら、私的な交渉を通じ外部性は内部化され、保存と開発についての社会の選好を反映した結果となるはずである。市場によって最適な解決にいたり、政府の介入は資源の誤配分をもたらす。この状況は理論上はともかく、現実には存在しない。

三つ目の理論的な発想として経済地理的な動学がある。「遷移」理論で、田園→戸建て開発→高家賃の集合住宅等→スラム化→再開発、などと地域が変化するというものである。このモデルはシンプルだが吟味されたものではなく、現実には例外が多い。

これらの理論は、土地利用の配分において市場メカニズムが上手く働くなら、という仮定に基づいている。そこには政府が介入する理由はない。しかし市場が不完全であるため、政府介入が必要であるだけでなく、市場メカニズムを改善するために望ましいのである。想定される問題点は3点である。1) 各部分の合計より全体が大きい、2) 土地利用には近隣性やスピルオーバーがあり「囚人のジレンマ」をもたらす、3) 不完全性により市場は土地利用を効率的に配分できない。

まず各部分の合計より全体が大きくなる場合として、上記完全市場である場合に付け加えて、建造物に建築的・美的価値があることが考えられる。この場合、(1)式に古い建物の美的価値 A_0 、新しい建物の美的価値 A_n が考慮されるだろう。

$$V_n - C_n + A_n \geq V_0 + D_0 + A_0 \quad (2)$$

であれば、古い建物が残ることになる。問題は A_0 、 A_n の定量化である。

二つ目の問題である「囚人のジレンマ」を考えると、近隣で古建築が保存されれば、その周囲は「フリーライダー」として支出を伴わない余得をえる。周囲が追従してくれないのであれば、保存することが誰の利益にもならなくなる。このことが歴史的地区のゾーニングの合理性といえる。

三つ目の歴史的建造物の保存や転用に関する市場の不完全性としては、無知、惰性、停滞、非分割性があげられる。無知による破壊や建替は、広報によって防げるし、そのコストはゼロではないが小さい。都市計画に伴う広報などで「囚人のジレンマ」は防げよう。あるいはナショナルトラストのような運動もある。惰性によって説明できるのが、ビジョンや想像力を持ちビジネス界や政治家と交渉できるような、熱意ある人物が衰退した街区に関心を持つことはないという現象である。保存が成功する場合、それは、リスクを厭わない革新者の努力によるのである。停滞とは資本や投機の問題であり、金融機関は本質的にリスクテーカーではない(他人の金を預かっているから)。金融機関は保存には冷淡である。非分割性とは、古い建築物は経済的に活用するには小さすぎることがある。解決策は、いくつかを組み合わせることか、新しい建築物を増築することである。増築によって、現代的な快適さを付加するコストが減る可能性もある。

市場が完全なら保存再生されるはずの建物が破壊されるのは、市場の不完全性によるのだとしたら、情報の改善によって市場の失敗を取り除くべきだ、ということになる。しかし不完全性を取り除く方法は判らないこともあるし、コストもかかる。不完全性の存在が政府の介入を

主張する論拠となる。政府の介入は、ランドマークの指定、歴史的地区ゾーニング、歴史的建造物保存法令による引き延ばし戦術などが、よく使われている。保存運動家は彼らの目標のために政府の力を使おうとしているともいえよう。

政府規制についての経済理論は二つあり、一つは市場の不完全性による必要性、もう一つは特定利益集団が権益を求めて規制を訴える、というStiglerらによるキャプチャー理論である⁹⁾。前者の説は、(Haleの論じる時点では)規制が寡占産業や外部性のある分野に課されていないことが実証されているため劣勢である。キャプチャー理論では、規制の便益があるために、小集団やカルテルが注目されることになる。カルテルは大きくなると不安定になるし、また、もっとも強力なのは政府による規制である。それゆえ保存運動家グループは政府規制を獲得しようとするだろうし、自発的な協定(cartelization)が困難な場合は、規制のほう効率的であろう。産業界が規制のほう低コストだから求めているという実証研究は少ないが、保存運動の歴史からは、保存運動家の行動はキャプチャー理論で説明できるようだ。補助金という公的資金を求めることは、規制を訴える勢力には共通している。

保存地区指定は保存運動サイドから要求され、金銭的利害関係のない部外者が規制決定側に影響を与えることもある。これは均衡価格メカニズムにもとづく市場から考えると誤りであろう。こうした現象も起こりうるため、規制された市場では政治力が重要になる。行政上の公聴と司法的なチェックによる保護手続きはコストが高くなるという特徴がある。政治家の熱意を引き出すための通常のコストは政治家に票と資源を与えることだが、保存運動の場合は違って、政治家になんらかのインセンティブを与えようが与えまいが規制を実現できれば保存されうる。産業規制は経済学者や政治家から消費者の満足を大きく損なう非効率な手法と批判されるが、ゾーニングや土地利用規制にも反対勢力がないわけではない。

キャプチャー理論はさらに二つの問題提起をしている。一つは「フリーライダー」で、「cheap」ライダーもありえ(Stigler [1974])、保存問題でいえば、保存運動に参加しない主体が発生したときに、全体としてえられる保存の利益が減じる可能性があること。二つめは、政府の規制によって誘発される不完全性が、その規制が根絶するはずだった市場の不完全性より大きくないといえるかどうかという疑問である(Becker [1956])。保存の問題を公共選択の視点、特にキャプチャー理論から見ると、新たな光が投げかけられる。自発的な協力よりも利益が大きいとされる政府規制を競い合う政治的な現実の姿を紹介したからだ。ただ規制の煩雑さは産業界のそれと変わらない。

歴史的建造物保存の問題で発展できそうな経済学的アイデアとしては、特に実証面での分析の試論を考えると、次の3点が挙げられる。

- 1) 実際の保存において保存法令の効果は何か？
- 2) 保存ないし改修が経済的社会的に実行可能かを確かめる費用便益分析のフレームをいかに構築するか

3) 市場の不完全性が歴史的ランドマークや地区を破壊している本当の原因なのか？

*

Hale は最後に、歴史的建造物の「保存はしばしば感情的な問題であり、おそらく経済学はより理性的なアプローチに貢献できるだろう」と記している。Hale 論文は前半で歴史的建造物保存の定量化のための数式概念を提起しながら、後半では現実の保存運動に対してキャプチャー理論の可能性を示唆しており、やや主張の一貫性に欠けたきらいがある。とはいえ、感情的に論じられがちな社会問題に対して経済学が費用便益分析など理性的アプローチを行えるのは文化遺産の世界に限ったことではないが、前半の定量化の試みもキャプチャー理論も「理性的なアプローチに貢献」するための一石ではあるだろう。それがゆえに Hale 論文は、後述する1990年代の論考にも引用されているものと考えられる。

2-2. 文化経済学的視座からの文化遺産の考察 - Peacock [1978]

Peacock 論文は前掲 Hale 論文と同時に収録されたものであり¹⁰⁾、文化遺産という財についての考察というより、絵画彫刻や考古学的出土品といった動産も含めた歴史的な遺産の保存政策、特に公的介入についての経済学的考察である。また考察の対象も Cultural Heritage ではなく Historical Monument となっていて、歴史性のある文化的財全般を考慮している（そのためここでは「歴史遺産」と訳語をあてる）。その主張の概要は次の通りである。

まず財としての歴史遺産の特徴を3点挙げる。1) 財としての均質性の欠如（それぞれ異なる）、2) 「歴史サービス」市場が効率的に働くかは疑問である、3) 生産できない資源であり、自然資源と同様の再生不能 (non-reproducible)、置換不能 (irreplaceable) という性質を持つ、とする。が、だからといってただちに公的介入という議論にはならないとして、三つの例を挙げる。

- 1) ストレートな市場取引：イギリス貴族が所有する歴史遺産を使ったビジネス（遺産ツアー、庭園に実る果実による収益など）
- 2) 排除原則による、コスト回収価格メカニズム
- 3) 市場の失敗を認識することによる「クラブ」の発生：蒸気機関車を保存する、イギリスの鉄道保存協会

すなわち歴史遺産保存のために政府が何らかの政策を講じる必要は必ずしもない。一方、公的介入については次のように論じている。まず文化遺産の登録といったリストアップは盗掘を促す。罰則をかけると密輸につながる¹¹⁾。また、政府は将来まで見通して消費便益を最大化しようとする。この場合、社会的な時間選好率が問題になる。時間選好率が高ければ、極端に言えば、現在価値のある歴史遺産を輸出して現在の消費を高めようとするから、介入が必要になる。介入する必然性としては、単純に「高貴 (patrician)」だから、ということを挙げている。

政府は文化的「専門家」によって支えられているから「良く知っていて」「長期的な視野を持つ」。「専門家」が国家が支えるべき価値を決め、「適切な」予算を講じ、「専門家」がその予算がどう配分されるべきかを美的判断によって下す。すなわち議会がどうこういうような「政治のサッカー」ではない。ただし、こうした決め方だと予算は増大する一方になりがちである。

しかし上述の歴史遺産ビジネスやクラブのみならず、必ずしも歴史遺産という財を政府部門が保護しなければならないということにはならない。たとえば移動可能な財はギャラリーでも保存して料金を取ることが可能である。ただしベニスのような歴史的建造物群になると排除できない¹²⁾。

結論として、政府が介入するのに対する明確で便利なアドバイスとして、3点を挙げている。

- 1) 歴史遺産には「社会性」があるものの、地理的に偏在しており、公衆へ便益を与えるコストは一様ではない。
- 2) 歴史遺産訪問者から収益をえるレストランやホテルといったものが存在するので、保存のための税収はそうしたところから徴収すべきということもありうる。
- 3) 公的支出は役人の監視という難問が伴う。往々にして博物館への支出は、学芸員の研究に費やされ保存に使われないことがありうる。

*

Peacock は最後に、「要約すれば、歴史遺産保存への『最適な』融資については、どこの国でも通用するような一般解は存在せず、地域差があらう」とし、政策的にはいろいろな考え方がありうることを示すのみで終わっている。本論はややエッセー的ニュアンスの漂う論文であり、文化経済学の誕生からほどない時期の微笑ましさを感じさせるが¹³⁾、示唆に富むとはいえず、その後には Peacock 本人によるものも含め、文化遺産に関する経済学論説ではほとんど参考にされていない。とはいえ、早い時期の論説の一つであるし、文化経済学の大家である Peacock 自身による後の研究へとつながっていることは確実であるので取り上げておくべきであろう。

3. 1990年代以降の論説その1 - Mossettoの2論文

I章で紹介した3論文のうち、前述のように Peacock [1978] は孤立した論考であると思われるが、Gold [1976] は Hale [1978] に参照され、Gold [1976] と Hale [1978] は Mossetto [1994] に参照されており、これと一連であって先立つ Mossetto [1992] が Benhamou [2003] で参照されている。Mossetto の両論文は、90年代に入り、本格的に理論経済学的な検討を行っており、その後続く数理的な研究の先駆けといえよう。

3-1. 「ベニスと呼ばれる文化的財」 - Mossetto [1992]

ベニスのような都市の持つ諸特性（卓越性、豪華さ、流行、公共財）が、財の需給関数や市

場の最適化に影響を与えている。これらの状況を分析し、起こりうる市場の失敗を扱う公共政策を考える。

文化的財が通常有している正の外部性は、次の2点である。

- 1) 公共的な正の効果（その国の文明レベルの上昇，コミュニティの威信の上昇，将来世代のための美的遺産の保存，潜在的消費者のオプション需要の可能性）
- 2) 私的な正の効果（人的資本の蓄積，観光需要の増大）

続いて，Mossetto は，文化的財の持つ集合財としての特性として，以下を挙げる。

- 1) 生産コストは消費者の数に依存しない
- 2) 消費は全ての消費者に同等である可能性がある（共同であり競合しない）
- 3) 価格設定と交換とは「フリーライダー」行動によって特徴づけられる

これらの特性による誤配分（misallocation）という性質は，オプション需要や将来の需要に関して「枯渇しない」外部性によって強められる。とはいえ環境問題のように「ある個人による財の需要の増大が他人の可能性を減じない」（Baumol & Oates [1988] p.19）とはいえない。

奢侈財の消費形態には質的な差があり，ある消費者が他人によって排除されることにつながるが，それは消費行動そのものではなく，消費の強さや形態の結果としてである。たとえば演劇において，全ての観客が消費できるとしても，最前列に座れるのは一部である。

ベニスの消費に由来する正の外部性は私的なもので，Baumol による「枯渇性」があり，個人によって消費される。それらのいくつか，特に文化的消費によって誘発される地域的にスピルオーバーする消費に関したものは，Mishan が定義した「非オプション集合財，すなわちコストを引き起こす過程なしには変えられない利益を産み出すものである（原注，Mishan [1976] p.57）。Mishan の例でいう農家にとっての人工雲のようなものが，ベニスのホテル経営者にとっての新たな文化的イベントである。

上記の仮説にもとづいて，続いて Mossetto は，ベニスの需要関数と供給関数を検討する。まず需要関数については以下のように一般化される。

- 1) ベニスの文化消費者にも通常の個人需要法則は有効であり（人日消費で表現される），図2の D_1 で示される。
- 2) 全需要は，通常の公共財と同様に個人需要関数の垂直方向の和によって表される。
- 3) ベニスの「非文化的」消費は「文化的」消費に誘発されるが，通常ではない需要法則に従う。というのは，非文化的消費者の生産性増大による生産要素であるからであり， D_2 となる。ベニスの消費が増大することは，非文化的消費者が享受する外部利益を増大さ

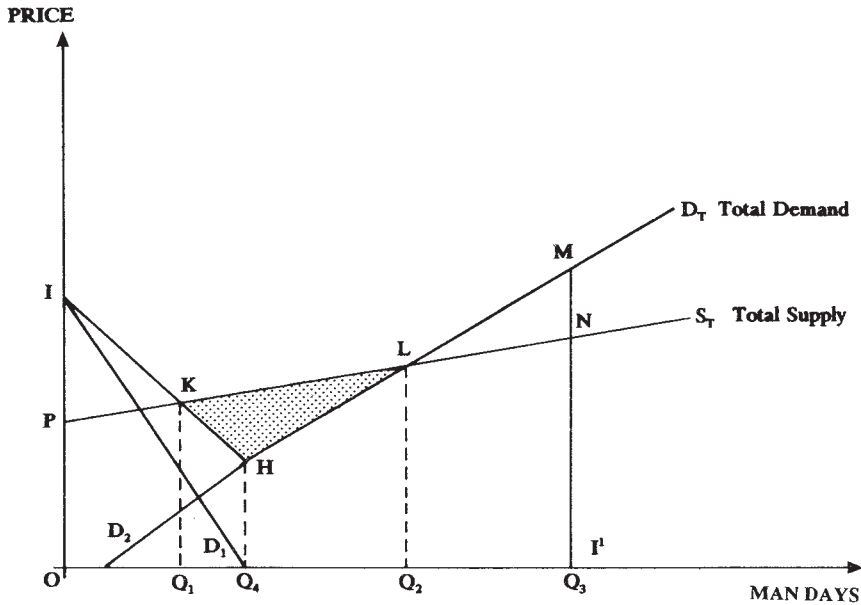


図2 (Mossetto [1992] fig 1)

せ、その消費に支払う価格を高騰することになる。直接的な例としては、ある会社が優良顧客に「役得」として無料で渡すためにベニスで過ごす休日を買うようなものである。間接的な例としては、新しい訪問者を間接的に引きつけるような修復プロジェクトがある。

- 4) ファッション効果が全需要曲線の傾斜を強調し、弾力性を増やすより減らす。Leibenstein [1950] の「バンドワゴン」モデルである。この場合、公共財であることがバンドワゴン効果のために全需要を増加させる。しかし、需要が垂直に足し合わされるといふ公共財であるために、弾力性は減少する。

これらから全需要曲線は D_T となる。さらに、 D_1 もファッションに影響されるために傾きが大きくなる。飽和点 (saturation point) は D_1 よりも D_2 のほうが遅い。なぜなら、 D_2 は「他の多くの」消費者に依拠した消費に従属するからである。また D_2 は $Q > 0$ から発する。なぜなら、文化消費の最低レベルが非文化消費者が消費を始める前に必要であるからである。

一方、供給サイドでは、「Baumol の病」と説明される生産性低下の通常法則に影響されて¹⁴⁾、コストは増加すると仮定される¹⁵⁾。限界費用曲線の勾配は、市内人口の減少と観光部門の生産性減少による資産の一つあたり直接維持コストの特別な増加に影響される。市内人口減少と観光部門の生産性現象とは、増大する需要の非弾力性と結びついている。公害や混雑といった外部的な負の効果も貢献する。それらは量と共に増加し、少なくとも長期的には内部化されると見られる。長期的には、短期的な混雑費用が長期的な再生産コストに代替される通常のケース

はこの場合には考えられない。ベニス再生産可能な財ではないからだ。競合財（文化的財と非文化的財）の間の変換関数が非凸であるため、二つの産出の間の変換の減少率を生じ、これが費用関数の増大の最後の要因となっている。

結果、K点で均衡となり、L点に移動するには非文化的財消費者へのピグー税や、文化的財消費者と非文化的財消費者のあいだでの補償、数量制限などが必要となる。さらに、L点ではKHLのマイナスを埋め合わせられず、その補填を考慮するとN点への移動が必要である。ピグー税にせよ補償にせよ政策的には難しい。

ベニスの場合は、アクセスが限られるため交通規制による数量制限は考えられるものの、文化的財消費者と非文化的財消費者の間の再分配という課題が生じる（非文化的財消費者は企業ビジネスマンなどであるため経済的に豊かであるから、文化的財消費者を締め出す可能性がある）。

*

本論では文化的消費によって非文化的消費が誘発されるとし、後者は通常的需求関数ではなく、右上がりの需要曲線となり、通常の下下がりの文化的消費との和が総消費となるとところが特徴的である。右上がりの需要曲線は特殊な消費として他にも導入されていることがあり、Grefe & Pflieger [2005] 注66にも同様の記述がある¹⁶⁾。

3-2. 「遺産保存の経済的ジレンマ」－ Mossetto [1994]

本論文では、再利用、修復、保存といった「保存」の異なる次元について経済的・歴史的に議論している。Hale [1978] の等式（上記1式）から出発する¹⁷⁾。

Restaurare（修復再生）の場合¹⁸⁾、この定義には、財の従前の目的を破壊しないことも含まれ、経済的には私的であり続けることもあり、消費の排除性と競合性とは関係してくる。Hale [1978] のオリジナル式は外部性を除外している。修復再生の場合、外部性が排除可能であればフリーライダーを防止でき、外部性の価値を市場価格に含めることが可能である。手法としてはWTPにもとづく最適解を求めることもできよう。事例的には、ベニスのパラッツォ・ドゥカーレは共和国の納税者であった上流階級によって修復費用が賄われたし、古代のメセナも一種の投資のようなものであった。このように修復はその費用と収益を含めて投資と見ることができる。

この場合、修復された財の価値は次のように定義される。

$$V_n - C_n \equiv V_0 \quad (3)$$

V_n = 修復された財の市場価値（排除可能な外部効果を含む）

C_n = 修復費用

V_0 = 修復前の財の市場価値（排除可能な外部効果を含む）

原則として市場によって社会的最適となる。

一方、Preservation（保存）の場合¹⁹⁾、経済的に想定される手法が変化する。厳密には私的財ではなくなり、準公共的なものとなり、部分的に消費の非排除性と非競合性による影響が生じ

る。したがって芸術的な財に典型的な情報の非対称性や公共利益を考慮することになる。特に供給者と需要者の間に情報の非対称性がある場合は市場の失敗が起るため、その財が「芸術的」であることを証明する人間がいないと、市場で社会的最適が成立しない。

この場合：

$$V_n - C_n + A_n \equiv V_o + A_o \quad (4)$$

A_n = 保存後の財の歴史的・芸術的価値

A_o = 保存前の財の歴史的・芸術的価値

社会的費用は財産権の配分と関係しており、 A_n と A_o の価値を定義する中で決定される。市場それ自体は最適解を供給しない。

続いて、保存とその経済的ジレンマの検討に入る。もっとも単純なケースとしては、 $A_o = 0, V_n - C_n = 0$ の場合で、 $A_n > 0$ なら保存されることになる。

補助しないと減んでしまう芸術分野に稀少な資源を投入するか否かというジレンマ、「将来世代」と現在世代の間の公平性というジレンマ（環境問題と同様）、将来世代と似たオプション消費者に関するジレンマ（潜在的消費者、消費量にゆらぎが生じピーク時とそれ以外で変化する）などについては、市場では最適供給されないので非市場的な意思決定が必要である。政策的な意思決定は中位投票者の意向に左右されるだろうが、その際、文化を評価できる人々が多数派となるとは限らない。

*

本論では修復再生と保存とで理論的に異なり、後者のジレンマを考慮しているのだが、そのイタリア語のニュアンスの違いが判りにくい。また各種ジレンマの検討においては(4)式を変形しながら種々検討しているが、その帰結は全て「市場では最適供給されないから非市場的な意思決定が必要」となっており、やや冗長感がある。

4. 1990年代以降の論説その2 - 文化経済学界における論考

1990年代には文化経済学分野においても文化遺産に特化した論考がいくつか登場する。それらは大きく二つに分けられ、まず、文化遺産を巡るシンポジウムを書籍化したものが数冊刊行されている中で、実証や政策分析の研究と共に理論的考察が行われている。ここで紹介するように、Peacock, Throsbyといった文化経済学界の巨人によるものは、講演等がベースであっても示唆に富む。次に数理的に文化遺産の最適供給を論じた論文が登場しているが、それらは次章で紹介したい。

4-1. 遺産の政治経済学 - Peacock [1995]

本論は Peacock による英国アカデミーでの講演を出版したものであるが、アカデミーによる

出版にとどまらず、経済学論集に収められているほか、Peacock自身もほぼ同じ内容の論説を1998年に公表している²⁰⁾。なお、本論文は「Heritage」と題しているが、論じられているのは美術館等に収蔵されている歴史的な絵画や彫刻などが中心である。しかしながら、その論旨の多くは文化遺産にも相通じるものなので、取り上げる対象とし、Heritageに「遺産」の訳をあてる。

Peacockはまず、遺産の供給について以下のように論じている。遺産の共通した特質は不動性であり、さらに通常ならざる特徴が3点ある。

- 1) 人工物の大部分は過去に残そうという発想によって作られたものではないが、公共建築や記念碑のような例外がある（特に戦争記念碑）。それらは、考古学者や歴史家といった専門家によって美的歴史的重要性を認定され、遺産として決定される。しかしながら、そうした公的に位置付けられる記念碑のニッチに、私的に自由参入できる遺産もあり、たとえばビンテージカー博物館などが作られるが、専門家が定義する遺産と私的参入する遺産との境界は引きにくい。
- 2) 「重要な」遺産となる人工物は増えていく。民間所有の遺産についても、登録リスト化や税制優遇などにより、所有者は公開を強いられるが、公益という名の下にこのような介入を行なうことの正当性は議論の余地がある。
- 3) 遺産には公共財の性質があるという主張は繰り返されている。非分割性を有し、非競争性も建造物のような遺産には認められる（絵画のようなものは競争性があり混雑現象がある）。非排除性は広く認められていない。大通りに面した建造物を見るのに対価を払わない者を排除するのは途方もなく高くつくだろうが、遺産の財産権が博物館のセキュリティのようなもので守られているケースであれば、排除は技術的に可能である。

博物館などで所有している遺産の供給については、現在世代と将来世代の間の公平性の問題もあるが、それぞれの需要の計りようがなく難しい。

次に、遺産の需要について論じている。「消費者主権」に立脚する価格競争モデルにうまく合致する、歴史的遺産保存の集団的需要を説明できる理論はないと思われる。過去のものを保存することに感じる効用は加齢と共に増加するものだが、特に社会変化・経済成長期には古いものが顧みられず、高齢者のアイデンティティが脅かされるために、一層増加するという仮説がある（Wolf [1970], Pommerehne & Frey [1980]）。あるいはオプション需要という考えもあろうし、文化嫌いな両親でも子供には芸術にもとづく教育を受けさせるかもしれない。将来世代の動機はより多様であろう。

さらに、この議論は「相互依存的な (interdependent)」効用関数を排除するものではなく、そこから派生する興味深い疑問は、消費の「外部性」による遺産サービスの発生である。遺産サービスには多くのボランティアが従事しているが、彼らは他人にサービスすることで効用を

感じ、受け取る客はコストなしに遺産サービスを受け取る。ボランティアの発展型として、遺産の寄贈がある。永續することを望むために寄贈は公的部門になされることが多い。公的な機関がそうした寄贈物の番人をつとめなければ、遺産サービスは過小供給になるという議論もあろう。

遺産サービスについては、市場による解決ができないために、公的支援・操作が求められるという理由のさらに重要なのが、「フリーライダー」である。解決として考えられるのは二つある。1) サービス供給者が(官民どちらであれ)遺産に関心を持ち評価するよう推進するための基金を受け取っておく。2) 公的支援が、民間消費者ないし消費者の代表者を通じて注がれるか。Peacock としては後者がベターとする。

官民どちらが良いのかという問題はあまり重要ではなく、問題は、ある作品を「遺産」と認定するのは誰であるべきか、またそうした遺産を売買するのは誰であるべきか、という古典的なことである。これは民間機関の努力を排除しようというのではない。また広く認知されている遺産を楽しむことをある私的主体が制限しようとするのであれば、補償などの形でそうした制限を除くことも必要だろう。

また、関与する政府形態も中央と地方のどちらが良いのかという問題もある。遺産の問題を政治的・経済的に重要でないと思なしている者でも、その財政は基礎的な課題としている。財政的な面からは、料金、寄付金、売買といった移転を重視する意見もあるだろう。たとえば、遺産への支出を推進させることを目的とした税額減免措置として反映すべきという考えかたもできる。

遺産への支出は急速に変化しており、官民どちらが供給する遺産でも「市場志向」の金融の割合が大きくなっている。政府の関与についても、アウトプットを最小のコストで、という効率性からも公的組織による遺産供給の割合は再考されうるだろう。純公共財ではない遺産は規制があったり補助されようと民営化が可能であり、それらを引き受けるのは営利企業だろうが、ナショナルトラストのようなものもありうる。政策的な必要性から民間主体に許可制を採ることもあろう。

遺産に関する公共政策の意思決定には、公共参加が問われよう。この際、納税者・投票者と専門家はプリンシパル・エージェント関係にあるといえるし、遺産は価値財であることも考慮されなければならない (Musgrave [1987])²¹⁾。

サービスの価格付けについては、たとえば博物館の入場料を巡る議論はラスキンの昔から経済学者と美術専門家の論争になっている。イギリスの国立博物館19のうち8館が入場料を取っている。無料にすべきという論拠は貧乏人と低学歴者を遠ざける、過去の寄贈者の意に反する、などである。経済学的には、博物館入場者増による限界費用の増加はほとんどないので(混雑を除く)、無料ないしそれに近い料金のほうが消費者余剰は増加する。あるいは平均費用をカバーし消費者余剰の減少を最小限にするラムゼー型価格も考えられよう。ただし博物館の機能は展示のみではなく、調査研究もある²²⁾。

規制と遺産に関しての論点は、保存すべき建造物や遺跡、遺産の登録と、その輸出にある²³⁾。建造物などの遺産登録と規制が、その物件の経済価値に大きな影響を及ぼすという証拠はほとんどない。保存が所有者に費用を課すにしても、税制優遇などで相殺されている。さらに公共的利益になっている（イギリスではイギリス遺産財団、ナショナルトラストなどが巨額の予算を持っていることを紹介している）。Lichfield [1988] の唱えるような費用便益分析も効率性と配分を考慮に入れなければ有効ではない。建造物を現代的に利用したいというニーズは否定されるものではなく、改修や増築は認められるだろう。

*

Peacock の研究対象はどちらかというと博物館・美術館に納められている文化的財であり、そのため財の輸出入の問題点についても触れられている。輸出入の問題はともかく、遺産のための財源のありかたなどについての論旨は示唆に富もう。また簡単に触れられているだけであるが、Musgrave に依拠して価値財概念を導入していることが、それまでの論説には見られない目新しさである。

4-2. 文化遺産を巡る論点整理 - Throsby [1997]

本論は『文化遺産の経済的側面』と題したシンポジウムの書籍化であり、次章で紹介する Koboldt [1997] も収録されている、その他、CVM などの実証手法の紹介や、各国の状況報告などが所載されている²⁴⁾。注1に記したように、今日の意味での文化遺産について経済学的論点を整理したものとして注目に値する。論旨は以下のとおりである。

Throsby は「文化遺産の経済学における七つの論点」として、「遺産とは何か」「遺産の価値とは」「なぜ政府が干渉するのか」「どんな手法があるのか」「誰が利益を得るのか」「誰が払うのか」「誰が管理するのか」を挙げる（ただし最後の三つはまとめて「ステークホルダー」として論じられるので、実質五つ）。まず「遺産とは何か」はユネスコの定義に従っている。

「遺産の価値とは」ではオプション価値、遺贈価値、存在価値があることを提起し、それらを計測するために CVM などが使われる（環境の価値計測によく使われる、としている）。自然環境と同様に、世代間にわたる課題でありサステナビリティが重要であるが、将来世代も同じ価値を感じるかが不明であるなど、いくつか価値計測の問題が残る。

「なぜ政府が干渉するのか」は、公共財であること、外部経済があることから市場メカニズムでは社会的最適解にならない。集団的な行動が必要であるから、政府か NGO の登場となる。税金や規制といった公権力を持つことから政府のほうの実行力があるが、地方レベルでも国家レベルでもボランティアな組織の役割は重要である。

「どんな手法があるのか」については、Schuster & de Monchaux & Riley [1997] の定義する都市の遺産に関する5手法、すなわち、公有化、財産権規定、情報提供、インセンティブ、regulation²⁵⁾を挙げる。中でも特筆すべきは regulation であって、おそらく遺産保存のためにもっとも広く使われている手法であるが、経済学者がもっとも好まない手法でもあり、興味深い矛

盾である。

ここでは「ハードな regulation」と「ソフトな regulation」を考える。ハードな regulation は法制化によってペナルティを定め、何らかの行為を強制することからなり、ソフトな regulation は強制を伴わずに何らかの行為を指示するが、同意に基づきペナルティは伴わない。前者は非自発的で後者は自発的なものである。ハードな regulation の主な手法は四つ、存在に関する規制（破壊防止）、外見・機能に関する規制、土地利用に関する規制、プロセスに関する規制である（利用に関して公聴会を開くなど）。ソフトな regulation は、強制よりも同意を通じて行動を操作する、取り決めやガイドラインなどである。国際的な事例として世界遺産登録が挙げられる²⁶⁾。

ハードな regulation のほうが一般的なのは、効果が直接的で明白であること、スピードといった諸理由による。しかし政府による介入にも三つの限界がある。まず非効率性がある。図3のように、限界私的便益曲線 MPB と限界費用曲線 MC の交点 X は社会的にパレート最適ではなく、限界社会的便益曲線 MSB と MC の交点 Y が最適なはずである。そのためには政府が補助金などで X から Y へシフトさせることが考えられる。ところが規制の場合、遺産の保存量を Z と過大に想定することが考えられ、この場合、コミュニティの WTP との乖離で死重損失が生じる。ただし「適正な」規制量を決めることは、MPB を MSB にシフトさせる「適正な」補助金レベルを設定することと同じぐらい困難であろうし、どちらの方法も非効率を残す可能性を有する。

二つめの限界は、介入のコストであり、政府側の管理コスト、企業や個人の遵守コストが発生する。三つ目の限界としては、規制による Stigler のいうキャプチャーの発生、すなわち企業

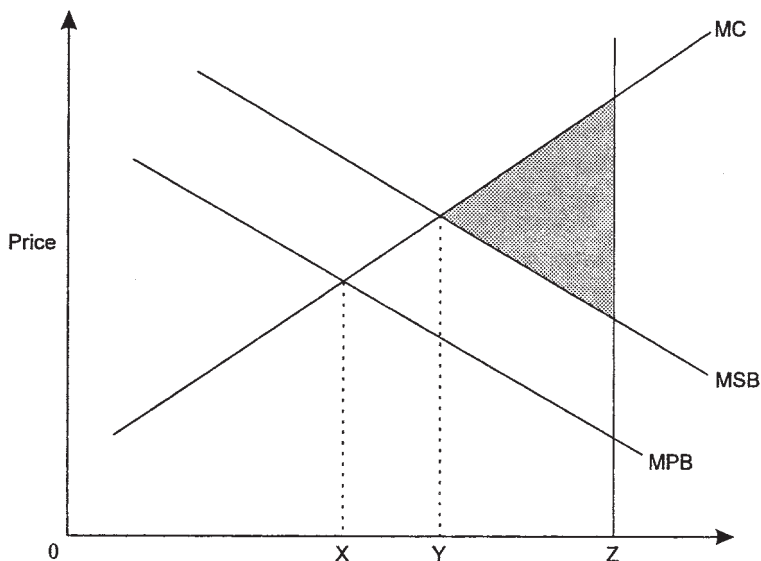


図3 (Throsby [1997] fig 2.1)

や個人による rent-seeking 行動である²⁷⁾。遺産保存の分野で見られるとすれば、土地利用規制であろう。キャプチャーは規制する側にも見られる。遺産保存の分野では専門家の意見が強いため、一般市民の利害よりも専門家の利害が優先することがある (Peacock [1995])。

しかしながら、NGO の役割が大きくなっているとはいえ、こうした難点があるにしても共同体的な介入は遺産に関する公的な利益のためには残るであろう。

「誰が利益を得るのか」「誰が払うのか」「誰が管理するのか」については、遺産が私的所有のものであって所有者が意思決定を行なう場合、それが文化資本として社会的に望ましい帰結になるとは限らない。公的な利益が関与してくる場合、支払わなければならない利害関係者や意思決定への参加者の範囲は明確ではない。イタリアのケースでいえば、遺産の重要度にランクを付け、国家的に重要か、地方で重要かで差を付けることで、それぞれの範囲で財政的に考えることになる (国際的なレベルに拡張することも可能であり、この場合は貧しい国の世界的な遺産の保存に対して裕福な国から支出することになる²⁸⁾)。ただし公的な支出の場合、その意思決定は、前述の「キャプチャー」の危険性もあり、逆に「大衆の嗜好」に陥ることもある。十分に情報を持った専門家による幅広い相談によって公益を確保する規制が設計される適切なプロセスが望まれよう。

Throsby の結論は 4 点ある。一つ目は、文化遺産の定義には経済的な側面がある。個人の効用関数に由来する文化的価値が、WTP によって計れるのである。二つ目として、遺産の価値は文化資本として社会的な意思決定への豊かな道の可能性を開いている。三つ目として、文化遺産につきものの公益性には明確に理論的背景があり、その市場の失敗を乗り越えるためには共同体的な行動が必要である。この分野では政府だけでなくボランティアの役割も大きくなってきている。四つ目として、手法の選択は、単一のものに頼るのではなく複数の組み合わせによる戦略によって解決されるであろう。最後に、文化遺産からの、潜在的な範囲も含めた受益者の明確化によって、意思決定のありかたも、財政的な管轄が適正化されよう。

*

Throsby の論点は、文化遺産以外の自然遺産も含めた世界遺産保存の制度設計に有用であろう。また彼が常に主張する文化資本概念も含め、文化経済学のテキストブックである Throsby [2001] と相通じる論旨が明解である。

5. 1990年代以降の論説その 3 - 数理的な精緻化の試み

文化遺産の経済学においても数理的な精緻化が進んでおり、上記 Throsby [1997] と同載の Koboldt [1997] と、Sable & Kling [2001] のように、数理的に文化遺産を研究した論考が出現している。

5-1. 文化遺産の最適利用検討 - Koboldt [1997]

本論では、文化遺産の利用による厚生は、その利用に関する制度アレンジに依存することをモデル化し、文化遺産の最適利用について考慮している²⁹⁾。

5-1-1. 前提の整理:文化遺産の特殊性

まず、文化遺産利用による便益と費用について検討している。「直接・外部便益」文化遺産利用によるもっとも明白な便益は、文化遺産の「消費者」がその「産品」に対しておく価値によって定まる。その意味ではWTPで表現される。ただ芸術分野では外部便益の存在も議論されており、それらをDuffy [1992] が国立博物館への公的助成について議論したものに沿って検討する。

文化的財の特徴として、オプション需要と存在価値があるが、これらは市場メカニズムでは顕在化しない。

価値財であることについては、価値財の議論は経済学的方法論的個人主義や主観主義と相容れない部分がある（方法論的個人主義に立てば、全ての価値判断は個人の選好による）。

生産の外部性とされる、観光、雇用、地域発展について、正の外部性やスピルオーバーは公的支援の正当化の理由とされることが多い。本来、雇用や観光は文化遺産による増分と認められるところだけを取り上げられるべきだが、明らかに過大推計となりやすい。

消費の外部性とされる、国家アイデンティティ、教育、調査、将来世代への遺贈といった論点は、文化遺産の存在そのものによる外部性と、利用による外部性とは区別する必要がある。たとえば文化遺産による国家アイデンティティは、その文化遺産から直接便益を得る利用者がいなくても派生しうるが、利用によって発生する国家アイデンティティがあるとすれば、利用の強度が重要になってくる。これらの外部性は文化遺産固有ではない（教育などからも発生する）。

便益と利用については二つの論点がある。まず、便益のほとんどでなくても多くは実際の利用がなければ発生しないから、文化遺産を利用する人数は重要である。外部性があるにしても実際の利用から生じる。次に、文化遺産の存在から発生する外部性には2番目のカテゴリーがありうる。すなわち非競合、非排除といった「公共性」によるフリーライダーの発生や、文化遺産の有形であること以外に無形の側面からも便益が発生しうる点である。

いずれにしても文化遺産の存在による外部利益は慎重に懐疑的に分析すべきであり、さもないと公的助成を正当化し、rent-seekingを招くこととなって本格的な分析どころではなくなる。また、文化遺産利用のコストについては、機会費用という概念を含めて考える必要がある。「機会費用というシンプルで強力な概念こそ、政策分析に対する経済学者のもっとも偉大な贈り物である」

これらの議論を経て、Koboldtは文化遺産の利用についてシンプルモデルを導入している。文化遺産の最適利用を考える上で、単純化のために外部便益は捨象し、便益の全てでなくとも

ほとんどは利用者によって具現化すると仮定する。来訪者に開かれた遺跡のような文化遺産に、同質の嗜好を持った均質な個人を想定する。

5-1-2. 基本モデル：厚生最大化

消費者と生産者の余剰の合計が最大になる状況を考える。遺跡を想定し、単純化のために訪問者数と遺跡の質は時間を通じて一定とすることで、供用期間における費用便益の割引を考慮しない。

どの個人も遺跡来訪1回当たりの平均評価を $v(q, x)$ とする。 q は遺跡の「質」、 x は訪問回数とする ($V_q > 0$, $V_x < 0$, さらに訪問回数増加よりも評価の減少は強いとして, $V_{xx} < 0$)。質を維持するコストを $m(q)$ とし, $m_q > 0$, $m_{qq} \geq 0$ とする (訪問者数とは無関係。実際は清掃などで影響があろうが, ある範囲までは無関係と仮定する)。

訪問ごとの平均費用を $c(X, q)$ とする。 X は全訪問数で $X = nx$ 。 $c_q > 0$, $c_{qq} \geq 0$, $c_x \geq 0$, $c_{xx} \geq 0$ とする。訪問者は入場料とは別に旅行費用などのコストがかかる。観光業界が完全に競争的であればそれら訪問者にかかるコストは, その遺跡を来訪するために必要な資源の社会的コストと同一である。この課程の下, $v(q, x)$ を遺跡訪問コストの平均評価とする。この条件で最大化の問題は(5)式になる。

$$\max_{q, x} nx[v(x, q) - c(nx, q)] - m(q) \tag{5}$$

1階の条件が(6)(7)になる。

$$n[v(x, q) - c(nx, q)] + nx[v_x - nc_x] = 0 \tag{6}$$

$$nx[v_q - c_q] - m_q = 0 \tag{7}$$

(6)を変形して：

$$v(x, q) + xv_x = c(nx, q) + nxc_x \tag{8}$$

この式から, 最適な訪問回数では, 個々の訪問者の限界価値は追加的な訪問者に供する限界費用と等しくなることになる。(3)式から質の最適なレベルでは, 質の限界的变化の費用は全訪問を合計した(すなわち最適な), 個々の訪問者に供するコスト変化の純評価の変化に等しくなる。

特殊な場合として, $q=0$ なら $v_q > m_q + c_q$ となる。すなわち遺跡の非競合という公共財的側面から, 全ての訪問者が等量消費する。最適な x^* , v^* は次のように定まる。

$$nx^*[v(x^*, q^*) - c(nx^*, q^*)] - m(q^*) \geq 0 \tag{9}$$

5-1-3. 文化遺産の利潤最大化供給

利潤最大化モデルとしては, 特定の遺跡の単一供給者を想定し, 入場料が訪問者数に影響するであろうと考える。個々の訪問者は追加的な訪問の価値評価が入場料に等しいときに訪問を決める。したがって価格における来訪回数は次式になる。

$$p = v(x, q) + xv_x \tag{10}$$

価格 (訪問の限界費用) と訪問の限界価値評価 (限界WTP) が等しい。

供給者にとっての最大化問題は(11)式になる。

$$\max_{q,x} nx[v(x,q) + xv_x - c(nx,q)] - m(q) \quad (11)$$

1 階の条件が(12)(13)になる。

$$n[v(x,q) + xv_x - c(nx,q)] + nx[2v_x + xv_{xx} - nc_x] = 0 \quad (12)$$

$$nx[v_q + xv_{xq} - c_q] - m_q = 0 \quad (13)$$

(12)式を変形して次式となる。

$$v(x,q) + 3xv_x + xv_{xx} = c(nx,q) + nxc_x \quad (14)$$

(14)式を(8)式と較べると、利潤最大化の訪問数は厚生最大化の訪問数を下回っている。したがって、利潤最大化を目指す供給者は最適訪問数を下回る供給を行なうことになる。

所与の q 下で(11)式を最大化する x が x^* より小さいとすると、(13)と(7)の比較から、質の向上が必要の価格弾力性を大幅に小さくするのでなければ、利潤最大化を目指す供給者は質を落とすインセンティブを持つ。 v_{xq} が正で充分大きい場合、訪問需要は価格弾力性が小さくなるため、最適な質より高くするインセンティブが働く。厚生最大化モデルでは $v_q < c_q$ であるために $q^*=0$ となる最低の q が選択されるが、利潤最大化の場合、 v_{xq} が正で充分大きい場合には $q > 0$ とするインセンティブとなり、次善な高い質となる。

利潤最大化を選択した場合の x, q を \bar{x}, \bar{q} であらわすと(15)となる。消費者余剰と生産者余剰の合計は x^*, q^* の時より小さい。

$$n\bar{x}[v(\bar{x}, \bar{q}) - c(n\bar{x}, \bar{q})] - m(\bar{q}) < 0 \quad (15)$$

遺跡の利潤最大化行動の場合、消費者と生産者の余剰の合計はその遺跡提供のコストよりも小さくなる。厚生最大化の観点からは利潤最大化を目指す供給者は望ましくないが、そうした供給者は余剰ではなく利潤を見るから、少なくとも遺跡を壊して土地利用を変化させたほうが良いとしても次善の質による次善の訪問数であるほうを選ぶだろう。したがって利潤最大化モデルでいえることは次の3点である。

- 1) 利潤最大化を目指す入場料は訪問数を社会的に最適なレベルより減らすことになる。
- 2) 提供される質は、もしも質を高くすることが訪問需要の価格弾力性を十分に低くするのでなければ、質は過剰に低くなるだろうし、価格弾力性が低くなる場合は過剰に高い質になる。
- 3) 利潤最大化を目指す提供者にとっては、その文化遺産を破壊して開発するほうが社会的に望ましくても、そうした方針を選ばない可能性がある。

5-1-4. 利潤ゼロ制約下の供給

遺跡所有者の利潤追求の結果から、利潤ゼロという制約を課すことで厚生最大化に向かうことが期待されるかもしれない。この場合、遺跡の質と訪問数とが均衡するとは限らない可能性

があり、アドミSSION・ポリシーを決める人間の選好が重要になる。

このケースでは、入場料が平均全費用と等しくなるので次式をえる。

$$p = c(nx, q) + \frac{m(q)}{nx} \tag{16}$$

限界的な訪問のWTPが入場料と等しくなることから(17)式となる。

$$F(x, q) = v(x, q) + xv_x - c(nx, q) + \frac{m(q)}{nx} = 0 \tag{17}$$

x と q の関係で全てが決まってくるのだが、ここでの仮定として、この遺跡管理者は訪問数を最大化することを望んでいるとする。 $x(q)$ を最大化する q を選ぶことになる。

$dx/dq = -F_q/F_x$ とし、この導関数がゼロとする ($F_q=0$)。一階の条件が(18)となる。

$$nx[v_q + xv_{xq} - c_q] - m_q = 0 \tag{18}$$

(13)式とは x の値が異なることになる。

あるいは目的が質の最大化であれば、 x について $q(x)$ の最大化は(19)式となる。

$$2vx + xv_{xx} - nc + \frac{m(q)}{nx^2} = 0 \tag{19}$$

(18)(19)とも厚生最大化とは一致しない。どちらも最適な質ないし最適な量はありうるが、 x^* と q^* が同時に到達することはない。

5-1-5. 一定費用補助による供給

厚生最大化を前提とした場合の問題点は、限界費用イコール価格とすることで質 q を保つコストを全てカバーできるとは限らないことである。もっとも明白なのは訪問の限界費用が一定で平均費用に等しい場合である ($C_c=0$, 平均費用の変化がゼロ)。この場合、訪問者に提供する平均コスト ($\bar{c}(q)$ とする) に対して、全訪問者のWTPがそれを下回らないことが必要だろう。しかし入場料が $\bar{c}(q)$ であるとその収入では $m(q)$ をカバーできない。すなわち遺跡提供者は、訪問ごとの価値評価と入場料の差額から利潤を上げられないのである。が、この差額によって質 q が可能になる。これでは質を保つインセンティブを欠くことになる。

そこで、質への投資には補助金を出すことで、遺跡提供者は来訪数のみを考えればよいようにすることが考えられる。 $m(q)$ については入場料収入を考慮せず、補助金で賄われるとする(たとえば潜在的来訪者に対する定額税で)。ただしこれで文化遺産利用の厚生最大化が保証されるはしない。この規制による最大化は次式に単純化される。

$$F(x, q) = v(x, q) + xv_x - c(nx, q) = 0 \tag{20}$$

内的解の一階の条件は次式。

$$[v_q + xv_{xq} - c_q] = 0 \tag{21}$$

$v_q < c_q$ であると質は最低限のものになる。もし v_{xq} が十分に高ければ、 $q > 0$ が選ばれ、明らかに次善である。さらにもし $q=0$ で $v_q - c_q < m_q$ であれば、 $q=0$ が厚生最大化の解決であるが、この規

制下では供給者は $q > 0$ とするインセンティブを持っている。結局、ファーストベストな結果を保証する利潤制約はないのである。たとえば訪問者を迎える限界費用が一定である場合、最適な解決のためには規制者に大して、次のことが要求される。

- 1) 提供する質を特定する
- 2) 訪問者に供するコストは入場料などの収入でカバーすることを求める
- 3) この二つの要求を合致させることによる不足額は補助すると約束する

2) からは限界費用と入場料が一致することになるが、入場価格設定のためにはその遺跡訪問についての正確な需要関数を知ることが必要になる。

5-1-6. Koboldtによる文化遺産利用の最適化に関するいくつかの結論

政策立案者が費用構造と需要関数について完璧に近い知識を有しなければ、厚生最大化のファーストベストな解は達成できない。規制によってセカンドベストを目指すことになるが、それぞれの規制によって厚生的損失がどうなるかを比較することになるだろう。中には規制を行わず独占的供給によるものもあるだろうし、無料アクセスとして全コストを補助金で賄うという政策もありうる。こうした政策によって、文化遺産の実際の利用と同様に提供される質にも影響が及ぶ。

あるいは消費の外部性があり、訪問回数によって非利用者にも利益が生じる場合には、入場料に補助金を出して、限界費用よりも低い額を払うようにすべきであろう。また文化遺産の存在そのものから発生する外部性が存在する場合、直接利用から発生する厚生が充分でない場合に、公的な助成がなければ遺跡は転用される可能性もある。

どの制度アレンジが最適かは、潜在的な分も含めた利用者の入場料に対する感覚と、文化遺産へのアクセスと供給のコストとに依拠し、そうした情報を十分に把握していないと上手く設計できない。

*

Koboldt 論文では、情報が対称であれば、個々の訪問者の限界価値は追加的な訪問者に供する限界費用と等しくなることになる最適な訪問回数が達成できるとするものの、これは非現実的である。一方、利潤最大化モデルでは文化遺産所有者が文化遺産から利潤が上がっている限り、より社会的に望ましい再開発を行わない可能性があるとするが、社会的に厚生最大化は達成されない。他方、NPO などによる所有管理を想定する利潤ゼロのモデルでは、最適な訪問量と最適な遺産の質とが両立せず、そこに補助金を出すモデルであっても、上述のような条件を出さないと遺産の質が保たれない。各モデルとも仮定の現実性にやや疑問はあるものの、政策的インプリケーションに富んでいる。

5-2. 二重公共財としての文化遺産 - Sable & Kling [2001]

文化遺産が公共財的な性質を持つことはこれまでの論考でも度々指摘されてきたが、本論文は、公共財の中でも、私的な市場価値と社会的な非市場価値まで幅広い価値を持つ特殊なものであることを立証することが目的である。

本論文では、「二重公共財 (double public good)」という概念を導入する。すなわち、多くの文化資産がそうであるように、私的な市場価値から社会的な非市場価値までの幅広い価値を表現する概念である。このモデルには次の三つの特徴を含んでいる。

- 1) 歴史的資源保存による私的な満足と社会的な遺産価値の形式的な結合
- 2) 供給サイドと需要サイドの外部性をモデル化した歴史的保存の便益
- 3) 物理的な保存と公共的なアクセス性の両方に影響を及ぼすモデルとしての「クラブ財」アプローチによって、歴史的建造物における肉体的知的体験を広く扱う

文化遺産にアクセスする家計の厚生モデルを次のように考える。

$$u^i = u^i(y^i, x^i, x, H) \tag{22}$$

ただし：

y^i ：家計 i の私的財の消費

x^i ：遺産の私的「消費」であり、 $x^i = g^i(a^i, H)$

$g^i(a^i, H)$ ：家計 i の遺産体験による生産関数

H ：保存されている歴史的資本のストック³⁰⁾

a^i ：家計 i の肉体的知的アクセス

$x = \sum_{i=1}^n g^i(a^i, H)$ ：「共通体験」の大きさを表す共同消費の集積であり、 $x^i = g^i(a^i, H)$
 $i=1 \dots n$

歴史的資本ストック H は公共財として扱う。 a^i は抽象的な概念であり、私的旅行や調査研究だけでなく、メディアを通じた情報などを含む。これらの集積である「共通体験」を入れることで、ある主体が文化遺産にアクセスしなくても他人がアクセスすれば社会的価値の導出につながる。またには不使用価値、すなわちオプション価値、遺贈価値、存在価値を含む。

次に、社会における効率的な配分については、Bergson-Samuelsonの社会厚生関数 W を考える。

$$W = W[u^1(\bullet), u^2(\bullet), \dots, u^n(\bullet)]$$

に対して：

$$u^i = u^i[y^i, x^i, x, H] = u^i[y^i, g^i(a^i, H), \sum_{j=1}^n g^j(a^j, H), H] \tag{23}$$

ここで全ての i が均質と考え、制約条件が：

$$nMRS_{H,y}^x + n^2 MRS_{H,y}^x + nMRS_{H,y}^H = NRT_{H,y}$$

とすると一階の条件が：

$$W_y = W_i u_y + \lambda F_y = 0$$

$$W_H = nW_i [u_{xi} g_H + nu_x g_H + u_H] + \lambda F_y = 0$$

$$W_a = W_i [u_{xi} g_{ai} + nu_x g_{ai}] + \lambda F_y = 0$$

$$W_\lambda = F(y, H, a) = 0$$

となる。ここから y, H, a の限界代替率と限界変形率を考えると以下になる。まず：

$$nMRS_{H,y}^x + n^2 MRS_{H,y}^x + nMRS_{H,y}^H = NRT_{H,y} \tag{24}$$

左辺第2項の係数が n^2 であることが「二重公共財」現象の反映である。次ぎにアクセス条件については：

$$MRS_{a,y}^x + nMRS_{a,y}^x = NRT_{a,y} \tag{25}$$

さらに

$$nMRS_{a,H}^x + MRS_{a,H}^x + nMRS_{a,H}^H = NRT_{a,H} \tag{26}$$

この左辺から、 H については n 倍されることがわかる。

もっとも各主体は自分の効用で行動するのであり、「共通体験」などは考慮しない。その結果、主体の行動だけでは過小なポイントで需給一致する。特に の供給量でいうと、 n^2 という係数が

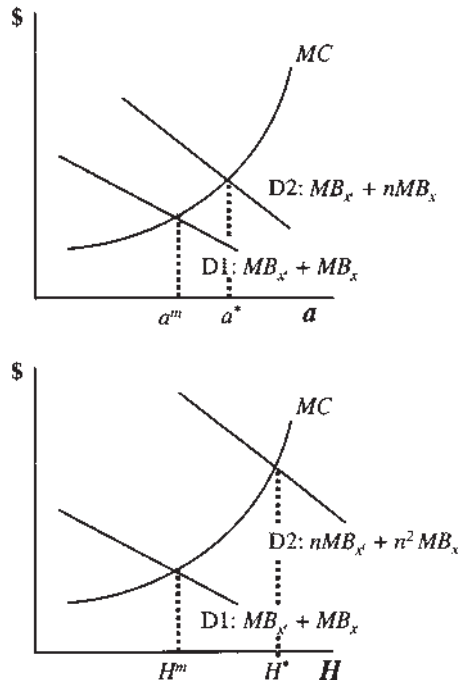


図4 (Sable & Kling [2001] fig 1)

かかるために大きく過小供給となる(図4)。

図4では、私的限界供給曲線 MC に対して、需要曲線は、共通体験という認識がない場合は $D1$ であり、その共通体験を含めた場合が $D2$ である。さらに(24)式のように n^2 という係数がかかってくると、図4下図のようになり、社会的(集会的)要素を含めないと過小なポイントで供給が一致することを示している。

*

本論文では私的財と歴史的資本の限界代替率に総人数の2乗が係数としてかかることをもって、「二重公共財」と呼ぶべき論拠としている。論文中にはさらに、アクセスおよび保存された歴史的資産と純集積便益との関係について45°線分析を試みているが、やや瑣末な論点なので踏み込まない。

外部性によって市場均衡が最適とならないことを論じるものは多いが、本論文の目新しさは、私的主体にとって、本人の体験による便益だけでなく、他人による共通体験という集団的な行為を外部性のように変数化したところにある。

6. おわりに

本稿では、文化遺産を経済理論面から考察した9本の先行研究を概括した³¹⁾。いうまでもなく文化経済学の分野では、さまざまな文化的財について理論経済学から検討した論説は多く、それらの中で文化遺産について触れたものも存在しよう。しかしながら、文化遺産を主たる対象とした論考は本稿で挙げた9本以外にはほとんど見つかっておらず、かつ、本稿で取り上げたものでも学会雑誌等に投稿された「研究論文」はさらに限られる。

一方で、日本を含めてユネスコの世界遺産への登録は気運が高まる傾向にある。登録するにせよしないにせよ、文化遺産に関し、何を保存し何は破壊して良いのか、また保存したとしてどのように維持管理し、利用するのか、その政策的判断に対して、経済学は理論面でも実証面でも、資することが可能であるし、求められていようし、経済学者は応えるべきであろう。本稿では取り上げなかった実証研究もさることながら、理論面でも今後のさらなる積み重ねが求められる。

本稿で取り上げた9論文から導かれるのは、文化遺産という財の特殊性である。公共財的性質を持つということはほぼ共通しており、ただしその公共財でも特殊なものであるという見解から、公共財であっても必ずしも政府関与を必然とはしないという意見もあった(その延長として文化遺産保存運動を「キャプチャー」と見ることも可能とされる)。また私的所有であっても価値財としての性質があり、その価値財であることについての情報が課題とも指摘されている。また情報の非対称性が重要な論点であることは、文化遺産においてもあてはまると認められているといつてよいだろう。

なお、本稿で取り上げた9本の論文で参照されている参考文献には、文化経済学の諸論考の

ほか、環境経済学系の論説も少なくなかった（それら以外に、当然ながら理論経済学の文献にも依拠している）。論点の拡散を防ぐため、それらについては本稿では特に言及していない。

注

- 1) ユネスコの定義する「文化遺産」とは以下である（文化遺産オンライン、http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h_13_2A.htmlによる = 2007年8月8日閲覧）。

記念物：建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群：独立した建造物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡：人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

ただし、本論で取り上げる諸論文では「文化遺産」の定義は統一されていない。本論と同じくユネスコ定義に従っているのは、Throsby [1997] だけであり、同論文を収録する Hutter & Rizzo [1997] の中でも統一されていない（本論でも取り上げた Koboldt [1997] は ICOMOS の定義に従っており、そこには自然遺産も含まれる）。基本的には70年代末の研究は歴史的建造物を対象とし、90年代以降の研究では絵画彫刻等も検討に含めているが、本論ではそれらで共通している、ユネスコの「文化遺産」部分を取り上げている。その理由は、日本を始めとする世界遺産ブームという時代背景の中で、Benhamou の引用にもあるように、文化的財の中でも文化遺産の持つ特殊要因の考慮に意味があると思われるからである。

また対象を文化遺産として文化財としなかったのは、文化財という定義が日本固有のものであり、そこには無形の財が含まれる一方で、所轄官庁の関係で御陵や桂離宮といった皇室財産が含まれないため、理論的検討の対象としては相応しくないからである。

- 2) 実証系の論考を含めたサーベイとしては、Rizzo & Throsby [2006] がある。
- 3) 1970年前後から1982年前の歴史的住宅の修復を巡る論説を集めた書籍として、Listokin [1983] がある。経済面では、税制優遇によるインセンティブや、新築とのコスト・ベネフィット比較の実証が含まれている。
- 4) アメリカの税制等を巡る経緯は、矢作 [1989] による。
- 5) アメリカの当時の税制を紹介する論文であり、1-1節で記したようにその後の改正等もあり紹介する意味はないと判断し、本論では取り上げない。
- 6) ただし Gold は公共財について「一人への供給が自動的に他人に無料供給となる財」としている。
- 7) Gold は「ランドマーク」について定義していないのだが、文脈から判断する限り、それまでの議論がいわば「町並み」のような歴史的地区で面的な存在であるのに対し、単体の存在でその地域が目印となるような歴史的建造物を指しているらしい。
- 8) ただし、Heilbrun の書名と出典ページに誤記がある。
- 9) capture theory はその後、rent-seeking という概念に一般化されたこともあり、その定義には、

論者によってやや幅があるようである。ほぼ同義の regulatory capture のサーベイである Dal Bo [2006] によれば, regulatory capture の意味には広義と狭義の捉えかたがあるという。広義によれば, 特別な利益が政府介入にどのような形態であれ影響するプロセスであって, 税制, 貿易政策, 金融政策, 研究開発に対する法制度まで含む。狭義によれば, 規制された独占者 (ないし寡占者) が自らを規制しているはずの政府当局を操ることになってしまうようなプロセスのみをいう。またこの分野の古い文献である Posner [1974] は, マルクス経済学など他分野の経済的規制についての議論を, capture theory の観点から取り上げている。ちなみに capture theory を語るときの定番的な原典である Stigler [1971] では, capture という言葉は明示的には使われていない。

なお, capture theory が rent-seeking へと変わっていくことなどの平易な解説は, 参照, 加藤&浜田編 [1996] 第7章および pp.44-45。同書では capture theory を「捕囚理論」と訳している。

- 10) ただし遺産の特集といった号やコーナーでなく, たまたま同時収録となっている。
- 11) 本論の対象とする文化遺産は不動産であり, 密輸は考えにくい, Peacock の論じる歴史遺産には絵画彫刻や考古学的出土品も含められているので, このような可能性が論じられている。
- 12) ベニス为例として出されているのは, Peacock が本論を着想したのがベニス訪問であると冒頭に書かれているからであろう。
- 13) 文化経済学の誕生を1976年とするのは Throsby [1994] である (Cultural Economics Association 設立が1973年, Journal of Cultural Economics 発刊が1977年, 初の国際学会が1979年である)。
- 14) 一般に文化経済学等で使われる「ボーモルの病」とは, 生産性が向上する部門としない部門が並立する場合に生産性が向上しない部門の抱える問題を指すのだが, Mossetto は本文のように「生産性低下」と記述している。
- 15) 以下, 原注: ただしベニスの場合以下の点で Baumol のモデルとは異なっている。1) ベニスへの需要は価格に関し非弾力的で所得に関し弾力的である, 2) 文化的財としてのベニスへの需要は後背地の産品のような非文化的財への需要を増加させる。結果として, 「不活発な」セクタが「ダイナミックなセクタ」を刺激するという奇妙な事例となる。
- 16) ただし同書に Mossetto [1992] は参考文献として記されていない。
- 17) ただし Hale の不等号が Mossetto では等号になっている。
- 18) ラテン語で, 回復, 復興, 更新, 再建といった意味。イタリア語の restauro の語源で, 修復, 修復再生というニュアンスで使われている。ここでは訳語を「修復再生」とした。
- 19) 自然保護の場合は preservation。英の歴史的な重要建築物などの保存命令は preservation order といわれ, Mossetto [1994] では restaurare と区別して使っているため, ここでは「保存」と訳した。
- 20) Towse, Ruth ed. [1997] に再録。および Peacock [1998]。
- 21) Musgrave は経済学辞典における Merit Goods の解説の中で, 「maintenance of historical sites」と「arts」が community preferences の事例として挙げている (Musgrave [1987])。
- 22) 論文中ではここで, 「プラドの病」を紹介している。1992年の, プラド博物館の2万近い所蔵品のうち展示されているのは1割以下であるという調査結果であり, また Peacock によれば, ヨーロッパの公立博物館の展示・収蔵比率は1:4以下と思われるという。
- 23) 遺産の輸出に関しては本稿の対象外であるが, Peacockによると, 一説によればイギリスの「遺産」の80%は他国からのものであるという。
- 24) なお同書には倉林義正による日本の文化行政についての概説が一章所載されている。
- 25) ここでは「規制」以外に緩い意味も含まれるため, 原語のままとする。
- 26) 日本国内の制度では, 建築基準法に定められている建築協定がソフトな regulation といえる。
- 27) 原注: 参照として Grampp [1989] では, 「政府はなぜ芸術を支援するか」と題した1章をあてて

- 「助成要求行動による説明」を政府が芸術を支援する理由としている（藤島訳 pp.422-475）。
- 28) こうした貧しい国の遺産の保存を国際的に支援することが、ユネスコが世界遺産登録制度を行なうようになったきっかけである。
- 29) 注1に記したように1冊の書籍の中でも「文化遺産」の定義が統一されていない。本論文でも、経済分析に利用できる明確な文化遺産の定義はない、として文化遺産の定義について1章を割き、ICOMOSの定義を紹介している。
- 30) 本論文ではhistoric capitalと表現しているので、「歴史的資本」と訳した。
- 31) なお、日本国内での論考は管見のかぎり見当たらないが、理論的分析で近接したとしてもものとして、金武 [2005] がある。この論文は、Grefe [2004] に依拠して文化財保存の政策決定に住民参加プロセスを求める論旨であり、公共選択論としているが、むしろ政策論としての住民参加といえよう。元になるGrefe [2004] は、フランスの文化遺産(博物館なども含む広義)の保存による雇用効果の紹介で、その後段で文化遺産の質と関心との相関を「heritage ecosystem」として論じている（あまり経済学的な論文ではなく、文中の雇用者数が本文と付表とに不一致がある）。

参考文献

- Baumol, William J. & Oates, Wallace E. [1988] *The theory of environmental policy*, Cambridge University Press.
- Becker, Gary S. [1956] "Competition and Democracy," *Journal of Law and Economics*, 1, pp.105-9.
- Benhamou, Françoise [2003] "Heritage," Towse, Ruth ed. *A Handbook of Cultural Economics*, Edward Elgar Publishing, pp.255-262.
- Duffy, C. T. [1992] "The Rationale for Public Funding of a National Museum," Towse, R. & Khakee, A. ed. *Cultural Economics*, Springer, Berlin, pp.37-48.
- Dal Bo, Ernesto [2006] "Regulatory Capture: A Review," *Oxford Review of Economic Policy* vol.22, no. 2, pp.203-225.
- Gold, Andrew, [1976] "The Welfare Economics of Historic Preservation," *Connecticut Law Review* vol. 8, pp.348-369.
- Grampp, William D [1989] *Pricing the Priceless*, Basic Books/藤島泰輔訳 [1991]『名画の経済学－芸術市場を支配する経済原理－』ダイヤモンド社。
- Grefe, Xavier [2004] "Is heritage an asset or a liability?," *Journal of Cultural Heritage* vol.5 No. 3, pp.301-309.
- Grefe, Xavier, & Pflieger, Sylvie [2005] *Culture and Local Development*, OECD.
- Hale, Rosemary D. [1978] "Economic Aspects of Historic Preservation," *Journal of Cultural Economics* vol.2 No.2, pp.43-53.
- Heilbrun, James [1974] *Urban Economics and Public Policy*, St. Martin's Press.
- Hutter, Michael [1997] "Economic Perspectives on Cultural Heritage: An Introduction," Hutter, Michael & Rizzo, Ilde ed. *Economic Perspectives on Cultural Heritage*, Macmillan Press Ltd., pp. 3-10.
- 加藤 寛&浜田文雅編 [1996]『公共経済学の基礎』有斐閣。
- 金武 創[2005]「文化財政策の財政問題－社会評価アプローチと公共選択アプローチ－」『文化経済学』4巻4号, pp.57-68。

- Koboldt, Christian [1997] "Optimizing the Use of Cultural Heritage," Hutter, Michael & Rizzo, Ilde ed. *Economic Perspectives on Cultural Heritage*, Macmillan Press Ltd., pp.50-73.
- Leibenstein, Harvey [1950] "Bandwagon, Snob and Veblen Effects in the Theory of Consumers' Demand," reprinted in Breit, W. & Hochman, H *Reading in Microeconomics*, Holt, Rinehard & Winston Inc.
- Lichfield, Nathaniel [1988] *Economics in Urban Conservation*, Cambridge University Press.
- Listokin, David [1983] *Housing Rehabilitation; Economic, Social and Policy Perspectives*, New Jersey: Center for Urban Policy Research.
- Mishan, E.J. [1976] "Welfare Economics and Public Expenditure," Posner, M. ed., *Public Expenditure*, Cambridge University Press, pp.95-112.
- Mossetto, Gianfranco [1992] "A Cultural Good Called Venice," Towse, Ruth & Khakee, Abdul ed. *Cultural Economics*, Springer-Verlag, pp.247-256.
- Mossetto, Gianfranco [1994] "The Economic Dilemma of Heritage preservation," Peacock, Alan & Rizzo, Ilde ed. *Cultural Economics and Cultural Policies*, Kluwer Academic Publishers, pp.81-96.
- Musgrave, Richard A. [1987] "Merit Goods," Eatwell, John et al. ed. *The New Palgrave Dictionary of Economics* vol. 3, Macmillan, pp.452-453.
- Peacock, Alan [1978] "Preserving The Past: An International Economic Dilemma," *Journal of Cultural Economics* vol.2 No.2, pp.1-11.
- Peacock, Alan [1995] "A Future for the Past: The Political Economy of Heritage," *Proceedings of the British Academy* 87, pp.189-243.
- Peacock, Alan [1998] "The Economist and Heritage Policy: A Review of the Issues," Peacock, Alan ed. *Does The Past Have a Future? The Political Economy of Heritage*, The Institute of Economic Affairs, pp.1-26
- Pommerehne, W. & Frey, Bruno [1980] "The Museum from an Economic Perspective," *International Social Science Journal* XXXII (2), pp.323-329.
- Posner, Richard A. [1974] 'Theories of Economic Regulation', *Bell Journal of Economics and Management Science*, 5 (2), pp.335-58.
- Rizzo, Ilde & Throsby, David [2006] "Cultural Heritage: Economic Analysis and Public Policy," Ginsburgh, Victor A. & Throsby, David ed. *Handbook of the Economics of Art and Culture*, Elsevier, pp.983-1016
- Sable, Karin A. & Kling, Robert W. [2001] "The Double Public Good: A Conceptual Framework for "Shared Experience" Values Associated with Heritage Conservation," *Journal of Cultural Heritage* vol. 25, pp.77-89.
- Schuster, J. Mark Davidson, de Monchaux, John, & Riley, Charles A. [1997] *Preserving the Built Heritage: Tools for Implementation*, University Press of New England.
- Stigler, George J. [1971] "Theory of Regulation," *The Bell Journal of Economics and Management*, 2, pp.3-19.
- Stigler, George J. [1974] "Free Riders and Collective Action: An Appendix to Theory of Economic Regulation," *The Bell Journal of Economics and Management*, 5, pp.3-19.
- Throsby, David [1994] "The Production and Consumption of the Arts: A View of Cultural Economics," *Journal of Economic Literature*, vol.32, no.1, pp.1-29.

- Throsby, David [1997] "Seven Questions in the Economics of Cultural Heritage," Hutter, Michael & Rizzo, Ilde ed. *Economic Perspectives on Cultural Heritage*, Macmillan Press Ltd, pp.13-30.
- Towse, Ruth ed. [1997] *Cultural Economics: The Arts, the Heritage and the Media Industries Volume I - The International Library of Critical Writings in Economics*, An Elgar Reference Collection.
- Throsby, David [2001] *Culture and Economics*, Cambridge University Press./中谷武雄&後藤和子
監訳 [2002] 『文化経済学入門』日本経済新聞社。
- Wolf, C. [1970] "The present Value of the Past," *Journal of Political Economy*, 28, pp.783-792.
- 矢作 弘 [1989] 『町並み保存運動 in U.S.A.』学芸出版社。